

平成 19 年度 事業報告

概 況

1 当連合会は、平成 19 年度においては、労働保険特別会計の見直しによる受託事業の大幅な削減とこれに伴う人員削減・組織の縮小などに加えて、雇用保険法関連法案の成立が遅れたことに伴う受託契約の締結の遅れにより、受託予定事業を約 1 カ月間に亘り自主財源により運営せざるを得ないなど極めて厳しい環境と財政状況の下にあった。しかしながら、そのような厳しい状況の中にあっても、厚生労働省所管の公益法人として、労働基準法等関係法令の周知・徹底、適正な労働条件の確保等を通じて労働福祉の向上に寄与し、もって産業の健全な発展に資するために、各種セミナーの開催・図書の制作出版等自主事業を積極的に展開するとともに、国からの受託事業の効果的かつ効率的な運営に努めた。

2 一般事業のうち教育・研修事業については、引き続き、労務管理（経営者）セミナー、衛生管理者講習会、人事労務担当者（宿泊）研修等を会員である都道府県労働基準協会連合会等（以下「県協会等」という。）と共催するとともに、本部においては平成 18 年度に引き続き、人事労務管理に必要な基本的なテーマや今日的な話題をテーマに取り上げたゼミ方式の講座（全基連ゼミ）を開催した。

また、社会保険労務士試験受験準備講座については、通信講座のみに特化した平成 19 年度試験対策講座を運営するとともに、内容をより充実させて平成 20 年度試験対策通信講座を開設した。

広報事業については、月刊誌「らいふ」の内容をより一層充実させる一方、有料購読者の獲得に努めるとともに、メールマガジンの内容の充実と定期発行に努めた。

出版事業については、平成 18 年度末に発行した「うつ」関連書籍を積極的に販売するとともに、仕事と生活調和関連の図書・冊子を改訂・制作したほか、セミナー用のテキストを中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）との初めての共同企画として制作した。

共済事業については、引き続き、会員である県協会等の事業活動を支援するため、

共済貸付金事業・共済損害保険事業を展開した。

賛助会員については、新規加入を勧奨するとともに、労働基準関係相談サービス、各種情報提供等のサービスの充実に努めた。

- 3 受託事業については、労働保険特別会計のあり方の見直しに伴い事業名称が変更されるなどした労働時間等相談センター事業、新規起業事業場就業環境整備サポート事業をその趣旨に沿って適正に運営するとともに、平成 18 年度から始まった仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進事業として、普及啓発セミナー及びシンポジウムを効果的に開催するなどした。
- 4 以上のとおり、平成 19 年度においては、当連合会発足以来最も厳しい環境の下に、一般事業を展開し、受託事業を運営したところであるが、所期の事業成果を一応挙げることができたのは、会員である県協会等において、当連合会（都道府県支部（以下「支部」という。）を含む。）とその活動の意義に格別のご理解をいただき、絶大なるご支援等をいただいたことによるものといえる。

一 般 事 業

- 1 総会、理事会、ブロック代表者会議（幹事会）及び全国支部事務局長会議の開催
 - (1) 総会
 - イ 第 1 回通常総会

平成 19 年 6 月 1 日、東京都港区区内において開催し、以下の案件が満場一致で承認された。

 - (イ) 平成 18 年度事業報告
 - (ロ) 平成 18 年度決算報告
 - (ハ) 役員選任
 - ロ 平成 19 年度臨時総会

平成 19 年 6 月 27 日、東京都港区区内において開催し、以下の案件が満場一致で承認された。

 - (イ) 役員選任

(口) 会計規程改正

(八) 事務局長任免

八 第2回通常総会

平成20年3月26日、東京都港区区内において開催し、以下の案件が満場一致で承認された。

(イ) 平成20年度事業計画

(口) 平成20年度収支予算

(八) その他（慶弔儀礼運営基金の廃止並びに定款第51条「長期借入金」及び同第48条第3項「事業計画及び予算」の取扱い）

(2) 常任理事会・理事会

イ 第41回常任理事会・理事会

平成19年6月1日、東京都港区区内において開催し、以下の案件が全会一致で承認された。

(イ) 平成18年度事業報告

(口) 平成18年度決算報告

(八) 役員等選任

ロ 第42回常任理事会・臨時理事会

平成19年6月27日、東京都港区区内において開催し、以下の案件が全会一致で承認された。

(イ) 役員選任

(口) 会計規程改正

(八) 事務局長任免

八 第43回常任理事会・理事会

平成20年3月26日、東京都港区区内において開催し、以下の案件が全会一致で承認された。

(イ) 平成20年度事業計画

(口) 平成20年度収支予算

(八) その他（慶弔儀礼運営基金の廃止並びに定款第51条「長期借入金」及

び同第 48 条第 3 項「事業計画及び予算」の取扱い)

(3) ブロック代表者会議(幹事会)

イ 第 1 回ブロック代表者会議(幹事会)

平成 19 年 6 月 27 日、東京都港区内において開催し、以下の案件について活発な議論が交わされた。

(イ) 相談センター事業等委託事業推進の問題点等について

(ロ) 一般事業について

ロ 第 2 回ブロック代表者会議(幹事会)

平成 20 年 1 月 22 日、東京都港区内において開催し、以下の案件について活発な議論が交わされた。

(イ) 相談センター事業等委託事業の進捗状況及び今後の効果的な推進について

(ロ) 平成 20 年度予算(全基連関係)の概要について

(ハ) 自主事業の進捗状況並びに懸案・提案事項について

(4) 全国支部事務局長会議

イ 全国支部事務局長会議

平成 19 年 6 月 1 日、東京都港区内において開催し、以下の案件に関して所要の説明を行うとともに、意見を交換した。

(イ) 平成 19 年度委託事業の実施について

a シンポジウム等事業及び普及啓発事業実施の留意点等について

b 相談センター事業及びサポート事業実施の留意点等について

(ロ) 平成 19 年度一般事業の実施について

(ハ) 平成 19 年度共済事業等の実施について

ロ 全国支部事務局長会議(臨時)

平成 20 年 2 月 29 日、東京都港区内において、以下の案件に関して所要の説明を行うとともに、意見を交換した。

(イ) 平成 19 年度受託事業の実施状況等について

(ロ) 平成 20 年度委託事業について提出した企画内容について

(八) 懸案・提案事項等について

八 全国支部事務局長会議

平成 20 年 3 月 27 日、東京都港区区内において、以下の案件に関して所要の説明を行うとともに、意見を交換した。

(イ) 平成 19 年度受託事業の内容及び平成 20 年度実施に当たっての留意点等について

a 「新規起業事業場就業環境整備サポート事業」等について

b 「仕事と生活の調和推進事業（地方版）」について

(ロ) 平成 20 年度一般事業の推進について

(ハ) 平成 20 年度共済事業の実施等について

2 教育・研修事業の実施

本事業は、セミナー等を通じて人事・労務管理の適正化に資するため、図書の制作・販売と並んで一般事業の中核を担うものとして、平成 14 年度より積極的に開催してきた。

平成 19 年度における各種セミナー等の当初の開催予定と実際の開催実績は、次のとおりとなった。

(1) 労務管理（経営者）セミナーの共催

本セミナーについては、平成 19 年度の通常国会での成立が予定されていた労基法をはじめとする労働関係七法の制定・改正をテーマとして開催することを予定していたが、一部が臨時国会に継続審議されるなど法律が五月雨的に制定・改正されたほか、さらに、労働基準法改正案が平成 20 年の通常国会へ継続審議となったことなどから、計 19 支部 52 回（18 年度は 28 支部 63 回）の開催に止まった。

(2) 衛生管理者講習会の共催

本講習会については、平成 17 年度から県協会等との共催方式により開催しているものであるが、平成 18 年度においては 38 県協会 115 回、受講料収入約 2 億 600 万円であったものが、平成 19 年度においては、28 県協会 97 回に減少したも

の、受講料収入は約1億7,000万円となり、依然として当連合会の一般事業収入の大きな柱となった。

(3) 研修事業等の実施

イ 人事労務担当者（宿泊）研修の実施

本研修については、平成17年度に7都県において開催した実績とノウハウを基に、大規模県・ニーズの高い県等を中心として開催することとしていたものであるが、平成19年においては、昨年度と同様、東京・愛知・京都の3都府県における開催に止まった。

ロ 全基連ゼミの開講

本ゼミについては、人事労務に係る基礎的なテーマや今日的な話題をめぐり問題等について、きめ細かに情報を提供するゼミナールとして、昨年度に引き続き開講した。ホームページ上などにおいて広報したものの、未だゼミとしての知名度が低いことなどから、企画コマ数87のうち開催したコマ数27、延べ39名の参加に止まった。なお、参加者からは、少人数制の双方向型の開催形式が高い評価を得ている。

ハ メンタルサポート研修の実施

本研修については、(社)日本産業カウンセラー協会(以下「カウンセラー協会」という。)との連携の下に、「出さない、出たとき、戻るとき」をキャッチフレーズに、予防に力点を置いて労働時間管理・労務管理・傾聴法を主体とする研修、休業中及び職場復帰に際しての人事労務管理上の留意点等を内容とする研修を行うこととし、首都圏の県協会等・地区協会のご協力を得て広報活動を展開したが、「企業研修」は3回に止まった。

(4) 社会保険労務士試験受験準備講座の運営等

本講座については、試験の合格とともに、人事労務管理に携わるより質の高い者の育成を支援するとの観点から、平成15年度試験対策から通学講座を、平成16年度試験対策からは通信講座を併設し、実績を上げてきた。

しかしながら、一方において、受講生の確保が大きな課題となってきたことから、平成19年度試験対策からは通信講座のみの開設とした。そして、受講生の

要望に応えるため、受験指導経験が豊富な単独講師により一貫性と科目間の横断性を高めた講義内容とし、講義時間を高濃度に凝縮して計 33 時間とするなどの工夫を加え、県協会等のご協力を得るほか（社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの広報誌を活用しての全国的な広報活動を展開した。しかし、平成 19 年度試験対策講座については、コース別受講生が 18 名、単科目受講生が 10 名に止まった。

また、平成 20 年度試験対策講座の教材については、受験ガイダンス 2 時間を新たに加えるなどの工夫を加えた上で開設した。

3 広報・出版事業の展開

(1) 月刊誌「らいふ」の発行

「らいふ」は、平成元年 5 月から発行されていた「全基連通信」を発展させた労働関係情報月刊誌として、賛助会員企業をはじめ一般企業における労働条件の適正化をより一層進めるとともに、会員協会の円滑な業務運営に資するために、平成 14 年 4 月から毎月 5 日発行を開始したものであり、平成 19 年度末において、「全基連通信」の発行から通算して 21 年目、通巻 234 号を重ねるに至った。

平成 19 年度における「らいふ」の記事は、従前に引き続き、労働基準行政をはじめとして労働行政の動きの紹介、各界で活躍している著名人の経験や人生観、提言のご紹介、「元気のある企業」のご紹介、健康問題など職場での話題を掲載するほか、新たな企画として、カウンセラー協会と連携しての「産業カウンセラーの目」の連載、一線から退く団塊の世代から次世代へ引き継ぐべき「ひと言ひと技」シリーズを開始するなど従前にも増してその内容の充実に努めた。

また、会員・賛助会員にはその特典として「らいふ」を無償で提供するほか、販売促進活動として、会員が主催する各種説明会等において無償で配布するなどして有償購読者の拡大に努めた。しかしながら、関係機関等における図書購入予算がさらに縮減されていることもあって、平成 17 年度に減少した購読数を回復するまでには至らなかった。

(2) 実務解説図書の制作・販売

近年、関係機関等における予算が縮減されるなど図書の販売環境が急速に悪化し、また、一般市場に参入しても遜色のない内容・編集がより強く求められるなど図書の制作環境も大きく変化してきている。

こうした環境変化の中にあって、出版事業は、全基連の一般事業の中核の一翼をなすものとして積極的に取り組むこととし、「見易く分かり易く」を基本コンセプトとして、積極的に新規発行及び既刊図書を改訂発行するとともに、新たな分野、新たな提携先、新たな出版形態による図書・冊子等を次のとおり企画し、制作した。

イ 「うつを防ぐ20のヒント」の改訂とDMを活用した販売

18年度末に制作した「うつを防ぐ20のヒント」を19年度当初において改訂し、各県協会等の安全衛生大会や各種セミナー・シンポにおける参考図書としての積極的な活用をお願いするとともに、今までにない販路と販売手法として、全国の約3,600の地方自治体等の福利厚生担当宛に見本冊子を同封してDMを送付するなどに取り組み、その結果、一定の実績（109自治体等から34,800冊、約1,100万円）をあげた。

ロ 仕事と生活調和セミナー・シンポジウム向け小冊子・図書の制作

18年度から開始された仕事と生活調和セミナー・シンポジウム向け小冊子として制作していた「こうして手にする仕事と生活の調和」について、さらに取材に基づく取組事例を収録・改訂した「同」を制作するとともに、年次有給休暇取得促進好事例集を基に、仕事と生活調和取組事例を盛り込んだ前記と同名の書籍を制作した。

ハ 中災防との共同企画による「派遣・請負の労務と安全衛生」の制作とセミナーの開催

派遣・請負における適正な労務管理と安全衛生の確保についてわかり易く解説し、関係法令の周知を図る観点から、当連合会と中災防が初めて共同して「派遣・請負の労務と安全衛生」を制作した。なお、この図書は、中災防の各ブロックの安全衛生サービスセンターと各県協会等が共催する形で開催されたセミナーにおけるテキストとして活用された（同セミナーは19年度中に10ヵ所

で開催されて約 800 人の参加があり、アンケート上も好評を博した。)

二 カウンセラー協会等との共同企画による「働くときの A・B・C」の制作と新規手法による販売戦略

就職を目前に控えた学生等を主たる対象として、社会人としての必要最小限の基礎体力を付けさせるため、カウンセラー協会と放送関係民間企業と共同で企画し、大学等のキャリアセンター等就職担当部門を新規市場とする図書「働くときの A・B・C - 働く前にこれだけは知っておきたいマナー・ルール・法律」を本年当初に制作し、労働契約法等を取り入れた改訂版を平成 19 年度末に改訂発行した。

以上の 4 点のほか、「実務に活かす労働契約法」、「法令解体新書」などを含め平成 19 年度中に新規に発行した図書は 7 点、「就業規則を作る、変える。ここがポイント」など改訂発行した図書は 4 点となり、この結果、当連合会の独自図書は 18 点、(株)労働調査会等との提携図書は 21 点となり、平成 19 年度における図書の販売総数は約 34 万冊となった。

なお、当連合会が発行する図書を販売した場合の販売奨励金については、県協会等との契約に基づき平成 14 年度より支払ってきたところであるが、この間、(株)労働調査会他と提携して発行・発売する方式(「提携図書方式」)が急速に増加したことから、平成 18 年度からは提携図書についても販売奨励金の支払い対象に加えるように契約を変更し、平成 19 年度においても同様に取り扱ったことから、同年度における販売奨励金総額は約 180 万円弱となった(中途において対象期間の変更等があったことから同条件の比較はできないが、期間が短くなったにもかかわらず、奨励金総額が増加した。)

(3) メールマガジンの発行

メールマガジンは、平成 16 年度以降会員・賛助会員へのサービスとして、労働行政関係機関の新たな動向、労働基準監督署の送検事例や労働関係判例など人事労務管理上に有用な情報を月 2 回、定期日(1 日・15 日)配信している。

平成 19 年度においては、よりニーズの高い情報の提供、内容の充実に努め、

年度における発行回数は第 62 号までの 17 回分を発行し、1 回当たりの配信数は「らいふ」購読者・図書購入者への配信を含め、各号約 570 通となった。

4 情報交換業務等の推進

県協会等の各種事業活動を円滑に進めるための参考とするため、引き続き、47 県協会等の総会資料を収集し、各県協会等へ配布した。

また、47 県協会等の共通の課題である新公益法人制度に対応するために、各種資料を収集するとともに必要な情報を提供することに努めた。

5 全基連共済事業の運用

(1) 共済貸付事業の継続運用

本事業については、会員である県協会等が事業活動を円滑に展開することなどを支援するため、県協会等の事業の実施に必要な資金、協会事務所の補修に必要な費用又は国からの受託事業のうち精算払い方式によっている事業の円滑な実施に必要な資金を短期に貸し付ける制度として、平成 17 年度中途から運用しているものであり、平成 19 年度においてもこれを引き続き運用した。

平成 19 年度においては、延べ 15 県協会に対し、総額 1 億 100 万円を貸し付け、年度末に再貸付した返済期日未到来の 3 県協会等の分 1,500 万円を除き、年度末までに 12 県協会等の分 8,600 万円の返済を受けた。

(2) 共済損害保険事業

本事業については、当連合会の会員である県協会等が集中豪雨、台風、地震、火災盗難等による事務所の損壊、備品の消失等の損失を受けた場合の事業再開及び損失補填に資することを目的として、平成 17 年度中途から導入している。

平成 19 年度においては、平成 18 年度から加入している 34 県協会等（68 口）が自動更新（平成 18 年度比で 3 県協会等、5 口の増加）したほか、新たに 2 県協会等（4 口）が加入し、1 県協会等が加入口数を増加（1 口）したことにより、計 36 県協会等（73 口）・総額 3,650 万円となった。

なお、平成 19 年度末までに、保険金の支払事案が発生しなかったことから、

加入県協会等には納付のあった保険料の全額（3,650万円）を精算保険金として返還した。

6 賛助会員の加入の勧奨等

県協会等の支援、協力を得て、昨年度に引き続き、新規賛助会員の加入を勧奨するとともに、労働条件の相談をはじめ、メールマガジンの配信、月刊誌「らいふ」の配付、各種情報の提供等賛助会員に提供するサービスの質の充実・向上を図った。

なお、第1種賛助会員の平成19年度における新規入会数は3件（3口）、退会・団体の消滅・2年以上会費滞納による資格喪失数は29件（30口）で、前年度末に比して26件（27口）減少し、また、第2種賛助会員については新規入会者16名（16口）、退会・死亡・2年以上会費滞納による資格喪失者数44名（44口）で、前年度末に比して28名（28口）減少した。

これにより、平成20年3月31日の第1種賛助会員数は496件（529口）、第2種賛助会員数は171名（171口）となった。

7 経理等事務指導の実施

支部における区分経理の徹底等の観点から、平成19年度においては、全国支部事務局長会議・ブロック代表者会議等のあらゆる機会をとらえて指導するとともに、2支部に対して経理等事務指導を実施した。

8 労働基準関係判例情報提供事業の中止と再開

受託事業として実施してきた本事業が平成18年度末をもって廃止されたことから、インターネットサーバの運用が不可能となったため、事業を中止することとなった。しかしながら、平成19年度において、人事・労務管理上必要かつ有用として早期再開を求める要望が労働局をはじめとして各方面から多く寄せられたことから、一般事業としての再提供を含め、提供方式や提供する情報内容の検討とともに関係機関との調整を進めた。この結果、平成20年度において労働時間等相談センター事業の一環として提供を再開できることとなった。

9 仕事と生活の調和関係事業の検討の終了

職業人生を豊かにするために欠かすことのできないと考えられる仕事と生活の調和がとれた働き方・働かせ方（ワーク・ライフ・バランス＝WLB）について、企業のWLB度をネット上で自己診断でき、認証する「WLB度診断・認証事業」（仮称）及び恒常的な長時間労働の削減・年次有給休暇の取得促進等労働時間等設定改善に係るマニュアルを策定し、会員をはじめ広く一般事業場に提供する「生活と調和のとれた働き方・働かせ方推進事業」（仮称）について、事業の具体化に向けて検討した。しかし、費用対効果等諸要素を総合的に勘案した結果、その事業性に係る問題が払拭できないことから、本事業の具体化に向けた検討を終了した。

10 電子認証事業の終了

電子認証事業については、平成 16 年度に事業を開始したが、当初の予測に反してその利用が極めて低調に推移したことから、平成 17 年度末において日本認証サービス（株）との契約を見直し、その後は、新規加入勧奨及び契約者の更新を粛々と進めたが、平成 19 年 9 月に至り、日本認証サービス（株）からの契約破棄の申入れがあったことからこれを受け入れ、本事業を終了した。

厚生労働省委託事業

1 労働時間等相談センター事業

労働条件に関する不安を解消し、労使間のトラブルの発生を未然に防止するため、昼間はもとより、帰宅途上の午後 5 時以降や土曜日においても、容易にかつ気軽に相談できるようにする本事業については、前年度に引き続き、33 センターにおいて、多種多様な相談に対し労働時間等相談アドバイザーがこれに応じ、必要な情報を提供し、関係機関を紹介するなど適切に運営した。

ちなみに、平成 19 年度においては、前年度（53,706 件）を上回る 54,856 件の相談に応じたが、相談内容は、解雇・退職・雇止め等の労働条件に関するものが最も

多く、次いで、年次有給休暇等の労働時間・賃金不払いに関するものの順となっている。

2 新規起業事業場就業環境整備サポート事業の運営

労働基準法令等に基づく適正な就業環境を整備する知識と余力のない新規起業事業場における就業環境の整備を支援する本事業については、平成 19 年度においても、コーディネーターが新規起業事業場を把握し、課題・要望等の聴取とともに、指導員が新規起業 817 事業場を直接訪問し、就業環境整備に関する経験と知識を活かし、各事業場の業態に応じたアドバイスや情報の提供等を実施するなど、きめ細かに対象事業場を指導、援助した。

3 仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進事業の実施

(1) シンポジウムの開催等

労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応して労働時間等の設定を改善するなど仕事と生活の調和のとれた働き方に関する社会的気運を醸成するため、広報啓発用のポスター・リーフレットを作成・配布した。

また、9月から11月にかけては、全国 47 都道府県において、基調講演、パネルディスカッション、先進的企業の事例発表等を中心としたシンポジウムを各 1 回、総計 47 回（目標回数 47 回）開催し、事業主等参加者数は、総計 6,311 人（目標参加者数 5,300 人）となった。

なお、シンポジウム参加者に対するアンケートの結果、有益回答は 98 パーセントとなった。

(2) セミナーの開催等

労働時間等設定改善指針の周知、年次有給休暇の取得促進、長期休暇制度の普及促進、所定外労働削減等仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた社会的気運を醸成するため、全国 47 都道府県において、事業主を対象とした普及啓発セミナーを 103 回開催し、参加者数は、総計 11,159 人（目

標参加者数 9,400 人) となった。

また、セミナー参加者に対するアンケートの結果、有益回答は、97.4 パーセントであった。

(3) ゴールデンウィーク及びほっとウィークに関する実態調査の実施

連続休暇をはじめとして年次有給休暇の取得を促進するため、ゴールデンウィークと夏季の連続休暇(ほっとウィーク)の実施状況について、規模や業種の分布に留意しつつ全国の 1,330 事業場における調査を実施し、結果を公表した。

また、ゴールデンウィーク及びほっとウィークのポスター・リーフレットを作成・配布し、連続休暇の普及啓発に努めるとともに、労働時間等の設定の改善を通じて仕事と生活の調和のとれた働き方を更に普及促進するため、全国紙に、その普及啓発用広告記事を掲載し、国民的・社会的気運の醸成に努めた。